

# 給付金対象についての確認方法

令和3年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した



本給付金の支給対象ではありません

- ① 児童の父母（ひとり親の方は父または母）の令和3年1月1日以降の任意の1ヶ月の収入が分かる書類を用意  
※ 給与明細、帳簿、年金通知書等、1ヶ月のすべての収入がわかるもの
- ② 夫婦それぞれで、1ヶ月の収入の合計を計算する。  
例1 収入が給与のみの場合は給与明細の総支給額  
例2 給与および年金収入がある場合は給与明細の総支給額と年金通知書のその月分の支給額を足した金額
- ③ 先ほど算出した金額を夫婦それぞれ12倍する。
- ④ 下記の早見表と夫婦それぞれ12倍した金額を照らし合わせる。  
夫婦それぞれ早見表の金額を超えているかいないかを確認。

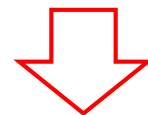
<早見表>

世帯の人数	非課税相当収入限度額
2人(例 夫(婦)と子1人)	1,378,000円
3人(例 夫婦と子1人)	1,680,000円
4人(例 夫婦と子2人)	2,097,000円
5人(例 夫婦と子3人)	2,497,000円
6人(例 夫婦と子4人)	2,897,000円

夫婦とも超えていない



夫婦ともあるいは  
どちらかが超えている



本給付金の支給対象ではありません

給付金の対象となります。必要書類をそろえて健康福祉課窓口へ提出または郵送してください。